

受付印

認定（仮認定）特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書

平成 年 月 日 大分県知事 殿	主たる事務所の所在地	〒 電話（ ） — FAX（ ） —	
	(フリガナ) 法人名		
	(フリガナ) 代表者の氏名		
	□認定□仮認定の有効期間		事業年度
	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	

特定非営利活動促進法第55条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき以下の書類を提出します。

(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	チェック欄	⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項	
(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類 （特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類）		⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が二百万円以下の場合に限る。）におけるその金額及び使途並びにその実施日	
① 収益の源泉別の明細、借入金等の明細その他の資金に関する事項		(3) 法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除く。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨及び法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類	
② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項			
③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引			
④ 寄附者（当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が二十万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日			

（注意事項）

2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人は、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事に提出することとなります。

「認定(仮認定)特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書」の記載上の留意点等

- 1 この用紙は、認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非活動法人が、特定非営利活動促進法第 55 条第 1 項（同法第 62 条において準用する場合を含む。）の規定により、毎事業年度開始の日から 3 か月以内に特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項に掲げる書類を所轄庁（2 以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事。）に提出する際に使用します。
- 2 各書類を作成するごとに右欄の「チェック欄」にチェックし、この用紙を提出書類の一番前にとじて、提出してください。

特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類

法人名		事業年度	年 月 日～ 年 月 日
-----	--	------	--------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第 32 条第 1 項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

2 資産の譲渡等の内容に関する事項 [②資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

譲渡資産の内容	料金	条件等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(2) 資産の貸付けに係る料金及び条件等

貸付資産の内容	料金	条件等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

役務の提供の内容	料金	条件等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

3 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引
イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	譲渡年月日	譲渡価格	譲渡資産の内容等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	住所又は所在地	貸 付 年月日	対 価 の 額	貸付資産の内容等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	住所又は所在地	役務の提 供年月日	対 価 の 額	役務提供の内容等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

6 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄附の目的等	支出した寄附金額
・ ・				円
・ ・				円
・ ・				円
・ ・				円
・ ・				円
・ ・				円
・ ・				円
・ ・				円
・ ・				円
・ ・				円
	合 計			円

7 海外への送金等に関する事項（その金額が200万円以下の場合に限る。） [⑦200万円以下の海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実施日	使 途	金 額
・ ・		円
・ ・		円
・ ・		円
・ ・		円
・ ・		円
・ ・		円
・ ・		円
・ ・		円
・ ・		円
・ ・		円

「特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類」記載要領

1 「1 資金に関する事項」欄

- (1)欄には、受取寄附金、〇〇事業収益、〇〇資産売却益、受取利息等の収益の源泉別の内訳を記載します。
(2)欄には、借入金がある場合に、その借入先ごとの内訳を記載します。
(3)欄には、上記の他に資金に関する重要な事項がある場合に記載します。

2 「2 資産の譲渡等の内容に関する事項」欄

- (1)～(3)の各欄には、譲渡資産等の内容、料金及び特定の者に対する割引販売等の譲渡等における条件を記載します。
個別の記載に代えて、料金表、カタログ等を添付する場合には、その旨を記載します。

3 「3 取引の内容に関する事項」欄

- (1)及び(2)の各欄には、収益及び費用が生ずる取引それぞれについて取引金額の最も多いものから上位 5 者に対する、取引内容等について記載します。

- (3)の各欄には、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等との取引等について記載します。

(注意事項)

この場合の「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

4 「4 寄附者に関する事項」欄

- 当期中の寄附者のうち、役員、役員の親族等で寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上の者について記載します。

(注意事項)

この場合の「役員の親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

5 「5 給与の総額等に関する事項」欄

- 当期中に給与を支給した従業員の総数と総額を記載します。

6 「6 支出した寄附金に関する事項」欄

- 当期中に支出した寄附金（助成金を含みます。）について記載します。

7 「7 海外への送金等に関する事項」欄

- 200 万円以下の海外への送金又は金銭の持出しを行った場合に記載します。

「認定（仮認定）特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の提出書」の 記載上の留意点等

この提出書は、認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合に、特定非営利活動促進法第55条第2項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により助成の実績を記載した書類を所轄庁に提出する必要がありますので、その際に使用します。

「助成対象の事業等」の欄は、事業等の内容を具体的に記載します。

認定（仮認定）特定非営利活動法人が海外への送金又は金銭の持出しを行う場合の提出書
受付印

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"></div> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">大分県知事 殿</p>	主たる事務所 の所在地	〒 電話（ ） —
	(フリガナ) 法人名	
	(フリガナ) 代表者の氏名	(印)
	<input type="checkbox"/> 認定 <input type="checkbox"/> 仮認定 年月日	平成 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 認定の有効期間 <input type="checkbox"/> 仮認定	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日
海外へ200万円超の 送金 金銭の持出し を 行うことになった 行った ので、特定非営利活動促進法 第55条第2項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、以下のとおり提出します。		
金 額	使 途	予 定 日 (実 施 日)
円		平成 年 月 日
円		平成 年 月 日
円		平成 年 月 日
円		平成 年 月 日
円		平成 年 月 日
円		平成 年 月 日
円		平成 年 月 日
(事前に提出できなかった場合の理由)		

「認定（仮認定）特定非営利活動法人が海外への送金又は金銭の持出しを行う場合の提出書」の 記載上の留意点等

この提出書は、認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が 200 万円超の海外への送金又は金銭の持出しを行う場合に、特定非営利活動促進法第 55 条第 2 項（同法第 62 条において準用する場合を含む。）の規定により金額等を記載した書類を事前に所轄庁に提出する必要がありますので、その際に使用します。

「事前に提出できなかった場合の理由」の欄は、災害に対する援助その他緊急を要し事前の提出ができなかった場合にその理由を具体的に記載します。

認定（仮認定）特定非営利活動法人の代表者変更届

受付印

平成 年 月 日 大分県知事 殿	主たる事務所の所在地	〒
		電話（ ） —
	(フリガナ)	
	法人名	
	(フリガナ)	
代表者の氏名		⑩
<input type="checkbox"/> 認定 <input type="checkbox"/> 仮認定 の有効期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	

代表者を変更したので、特定非営利活動促進法第53条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき提出します。

異動年月日	変更後の代表者の氏名及び住所	変更前の代表者の氏名及び住所

第19号様式（第22条関係）

認定（仮認定）特定非営利活動法人の定款変更の認証を受けた場合の提出書

受付印

平成 年 月 日 大分県知事 殿	主たる事務所の所在地	〒 電話（ ） —
	その他の事務所の所在地	〒 電話（ ） —
	(フリガナ) 法人名	
	(フリガナ) 代表者の氏名	
	<input type="checkbox"/> 認定 <input type="checkbox"/> 仮認定 の有効期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
		⑩

特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する所轄庁の定款の変更の認証を受けたので、同法第52条第2項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき提出します。

定款変更の 認証日	定款変更の内容	添付書類	チェック
		・ 社員総会の議事録の 謄本 ・ 変更後の定款	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

（注意事項）

2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利法人又は仮認定特定非営利活動法人は、所轄庁以外の関係知事に提出することとなります。